

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住田町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県住田町長

公表日

平成27年2月10日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等に基づき、その年の4月1日時点で軽自動車等の定置場を町内に有する所有者に対して賦課する。 また、購入、譲り受け、譲渡、売却など、軽自動車等の所有情報に変更があった場合の異動申告のうち、原動機付自転車と小型特殊自動車に関するもののみ当町にて受け付ける。 当町は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び地方税法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①課税対象者情報の準備 ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報の受領 ③軽自動車税の賦課決定・減免・更正等 ④納税者への税額通知の発送 ⑤賦課情報に基づく各種証明書の発行 ⑥他自治体等からの調査回答・他自治体等への税務調査の実施</p>
③システムの名称	軽自動車税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル (2)軽自動車課税台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 ・別表第一の16の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法 ・第19条第7号 ・別表第二 27,28</p> <p>2 別表第一省令 ・第20,21条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政課
②所属長	企画財政課長 横澤 孝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住田町総務課 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1 TEL0192-46-2112(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住田町税務課 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1 TEL0192-46-3870(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

